

かごしま健康の森公園不活性ガス消火設備非常電源装置取替業務委託仕様書

1 業務名

かごしま健康の森公園 不活性ガス消火設備非常電源装置取替業務委託

2 業務目的

かごしま健康の森公園の屋内プール・体育館地下1階の消火ポンプ室に設置されている不活性ガス消火設備（ハロン1301）について、非常電源装置が故障していることから、取替業務を行うもの。

3 施設名及び位置等

- (1) 施設名 かごしま健康の森公園
- (2) 位置 鹿児島市犬迫町825番地外
- (3) 対象物件 品 名：非常用電源装置（10AH バッテリー付き）
設置場所：屋内プール・体育館地下1階 消火ポンプ室

4 業務内容

次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 非常用電源装置撤去
- (2) 非常電源装置取付（10AH バッテリー付き、配線結線含む）
- (3) 非常用電源装置処分
- (4) 消防提出書類作成
- (5) 報告書作成

上記業務における、着工前・作業中・作業後を写真管理し完了時に提出すること。

- (6) その他必要な業務

5 履行期限

令和9年3月31日（水）

6 遵守事項

（1）一般的事項

- ① 受注者は、作業にあたり、労働安全衛生法等諸法令及び消防法等の諸法規を厳守すること。
- ② 受注者は、人身事故、災害又は、第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について遅滞なく発注者に報告すること。もし、第三者及び従事者に損害が生じたときは、受注者の負担によって、これを保障すること。
- ③ 受注者は、作業現場に安全管理者を配置し、作業箇所に関する巡視、点検を行い、安全確保に努めなければならない。
- ④ 受注者は、仕様書に疑義が生じた場合はすべて発注者と協議し、その指示に従わなければならない。また、仕様書に明記していなくとも、設置施工上必要な事項は、発注者の指示に従うこと。
- ⑤ 受注者は設置完了後、検査員の検査を受けること。この際、検査員により手直し等の指示を受けた場合は、速やかに手直しを行い、発注者に報告すること。

(2) 業務関係事項

- ① 上記5に示す履行期限までに全ての事項を終了すること。ただし、施設の休館を伴う作業は、発注者と協議の上、速やかに施設運営を再開できるようにすること。機材準備や、簡易な補修、清掃作業等施設運営に支障のない作業は、この限りではない。
- ② 施工に関して、関係機関等への必要な申請等がある場合は、受注者が行うこととし、その際の費用については受注者の負担とする。

(4) その他事項

- ① 受注者は、詳細について発注者及び鹿児島市公園公社、その他関係機関と十分に協議を行い、作業を行うこと。また、関連施設及び利用者に支障のないよう十分注意すること。
- ② 業務において発生した廃棄物等は適正に処理し、発注者へマニフェストまたは引取り証明書などを発行すること。
- ③ 本業務の対象範囲外であっても、業務実施中に、機器や配管等について、異常やその兆しを確認した場合には、速やかに発注者にその内容の報告や改善、対策の提案をすること。
- ④ その他、施工時に関し疑義が生じた場合は、事前に発注者と協議すること。

7 連絡先 鹿児島市建設局建設管理部公園緑化課 担当 岡村

直通 099-216-1366

かごしま健康の森公園 担当 南谷

直通 099-238-4650